

平成29年度農村振興関係予算概算決定の概要 【農村振興局】

目 次

平成29年度予算概算決定の概要	1
平成29年度国営事業着手地区等(概算決定)について	5
平成29年度農林水産関係予算の重点事項	8

非 公 共 事 業

農地耕作条件改善事業	12
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	14
中山間地農業ルネッサンス事業	16
日本型直接支払	20
農山漁村振興交付金	26
「農泊」の推進	28
山村活性化支援交付金	29
荒廃農地等利活用促進交付金	31
都市農業機能発揮対策事業	33
小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	35
鳥獣被害防止対策の推進	37
美しい農村再生支援事業	39
農家負担金軽減支援対策事業	41
有明海再生対策	43
諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費	45

公 共 事 業

農業農村整備事業	46
国営かんがい排水事業	50
国営農地再編整備事業	51
国営総合農地防災事業	53
畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援	54
農業競争力強化基盤整備事業	56
農村地域防災減災事業	68
土地改良施設維持管理適正化事業	71
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	73
農業水利施設情報可視化事業	75
農山漁村地域整備交付金	77
農海岸事業	81
災害復旧事業(農地・農業用施設等)	82
災害関連事業(農地・農業用施設等)	84

平成28年12月22日

農林水産省

主要予算総括表

(単位:億円)

事 項	28 年度 当初予算額	28 年度 第2次補正額	29 年度 概算決定額	対前年度比
				(%)
一般会計				
非公共事業	1,215	215	1,340	110.4%
公共事業	4,143	1,996	4,215	101.7%
農業農村整備事業	2,962	1,580	3,084	104.1%
農山漁村地域整備交付金	1,067	—	1,017	95.3%
海岸事業	33	—	33	100.0%
災害復旧事業等	82	416	82	100.0%
農村振興局予算総額	5,358	2,211	5,555	103.7%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
 3 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

非公共予算の概要

(単位:百万円)

事 項	28年度 当初予算額	28年度 第2次補正額	29年度 概算決定額	対前年度比
				(%)
主な事項				
農地耕作条件改善事業	12,274	10,200	23,562	192.0%
荒廃農地等利活用促進交付金	231	—	231	100.0%
多面的機能支払交付金	48,251	—	48,251	100.0%
中山間地域等直接支払交付金	26,300	—	26,300	100.0%
農山漁村振興交付金 ※ うち山村活性化支援交付金を含む	8,000	—	10,060	125.8%
鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500	900	9,500	100.0%
都市農業機能発揮対策事業	191	—	160	83.8%
再生可能エネルギー導入等の推進のうち 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	—	—	262	皆増
美しい農村再生支援事業	96	—	44	45.9%
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	150	150	150	100.0%
農家負担金軽減支援対策事業	4,660	—	3,740	80.3%
農村振興局 非公共予算総額	121,463	21,500	134,035	110.4%

(注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。

2 農村振興局 非公共予算総額については、主な事項以外の事業等も含めた総額である。

平成29年度 農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

(単位:億円)

	28年度 予算額	29年度 概算決定額 A	(28年度第2次補正追加額)	
			補正額 B	A+B
農業農村整備事業	2,962	3,084	1,580	4,664
	—	(104.1%)	—	(157.4%)
農山漁村地域整備交付金 (農業農村整備分)	735	701	—	701
	—	(95.3%)	—	(95.3%)
農地耕作条件改善事業(非公共)	123	236	172	408
	—	(192.0%)	—	(332.1%)
計	3,820	4,020	1,752	5,772
	—	(105.2%)	—	(151.1%)

- ※ 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2. 下段()書きは28年度予算額との比率である。
 3. 28年度第2次補正額はTPP関連対策を含む。

農業農村整備事業の概要

(単位:億円)

事 項	28年度 当初予算額	28年度 第2次補正額	29年度 概算決定額	対前年度比 (%)	28年度第2次補正額 + 29年度概算決定額	対前年度比 (%)
	①	②	③	③/①	②+③=④	④/①
農業農村整備事業						
国営かんがい排水	1,179	279	1,186	100.6%	1,465	124.2%
国営農地再編整備	176	170	197	111.5%	367	207.8%
国営総合農地防災	262	43	262	99.8%	305	116.2%
直轄地すべり	15	-	12	78.1%	12	78.1%
水資源開発	70	1	73	103.5%	74	105.2%
農業競争力強化基盤整備	500	850	580	116.0%	1,430	285.8%
農村地域防災減災	508	237	508	100.1%	746	146.9%
土地改良施設管理	156	-	156	100.3%	156	100.3%
その他	96	-	111	115.8%	111	115.8%
計	2,962	1,580	3,084	104.1%	4,664	157.4%

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2. 28年度第2次補正額はTPP関連対策を含む。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。

平成29年度国営事業 事業着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
【国営事業】 (農林水産省) かんがい排水	3	<small>もみががわかりゆうさがん</small> 最上川下流左岸(山形県) <small>しなのがわさがんりゅういき</small> 信濃川左岸流域(新潟県) <small>よしいがわ に き</small> 吉井川(二期)(岡山県)
(北海道) かんがい排水	3	<small>えべつなんぼろ</small> 江別南幌 <small>めむろかわにし いっき</small> 芽室川西(一期) <small>あばしりがわちゅうおう</small> 網走川中央
農用地再編整備	1	<small>きよくとうひがしかぐら</small> 旭東東神楽
総合農地防災	1	<small>うりゅうがわかりゅう</small> 雨竜川下流

平成29年度国営事業 全体実施設計・調査着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
全体実施設計 (農林水産省) 総合農地防災	1	^{こじまわんえんがん} 児島湾沿岸(岡山県)
調査 (農林水産省) かんがい排水	2	^{せいのおようすいだいさんき} 西濃用水第三期(岐阜県) ^{どうぜんどうごようすい} 道前道後用水(愛媛県)
農用地再編整備	1	^{うき} 宇城(熊本県)
(北海道) かんがい排水	2	^{おおほらにき} 大原二期 ^{きたみにき} 北見二期
農用地再編整備	2	^{いわみざわおおねがい} 岩見沢大願 ^{だて} 伊達

**平成29年度国営事業 国営施設機能保全・国営施設応急対策
対策移行地区(概算決定)**

区分	地区数	地区名
(農林水産省)		
国営施設機能保全	1	ちくごがわかりゅうふくおか 筑後川下流福岡(福岡県、佐賀県)
国営施設応急対策	1	ながらがわようすい 長良川用水(岐阜県)
(北海道)		
国営施設応急対策	3	しのつあおやま 篠津青山 しんうりゅうにき 新雨竜二期 やそし 八十士
(沖縄)		
国営施設応急対策	1	みやこ 宮古

平成29年度農林水産関係予算の重点事項 (農村振興局関係)

農村振興局予算総額 5,555億円
(5,358億円)

(※) 各事項の下段()内は、平成28年度当初予算額
【補正予算】は、平成28年度第2次補正予算

1 担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

- | | | |
|---|--|-------------------------|
| <p>① 農地の大区画化等の推進<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進 | <p>(農業農村整備事業で実施)
1,034億円の内数
(913億円の内数)</p> | <p>【補正予算】
370億円</p> |
| <p>② 農地耕作条件改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援 | <p>236億円
(123億円)</p> | <p>【補正予算】
102億円</p> |

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| <p>○ 水田の畑地化・汎用化の推進<公共></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平場・中山間地域などにおいて、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を推進するとともに、転換に必要な水利用調整等を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図ることにより、高収益作物への転換を促進 | <p>(農業農村整備事業で実施)
1,034億円の内数
(一)</p> | <p>【補正予算】
496億円</p> |
|---|---|-------------------------|

3 強い農林水産業のための基盤づくり

(1) 農林水産基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

① 農業農村整備事業＜公共＞

【補正予算】
3,084億円 1,580億円
(2,962億円)

- ・ 農地の大区画化、老朽化した施設の改修等の遅れがみられる中、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲）

【補正予算】
236億円 102億円
(123億円)

③ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

1,017億円
(1,067億円)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

(2) 農林水産関係施設整備

○ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【補正予算】
2億円 2億円

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

(3) 畜産・酪農の競争力強化

① 草地関連基盤整備＜公共＞

(農業農村整備事業で実施)
62億円
(48億円)

- ・ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進＜公共＞

【補正予算】
94億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

4 人口減少社会における農山漁村の活性化

(1) 中山間地農業の活性化支援

- ① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> 400億円
(中山間地農業特別支援対策) (優先枠等を設けて実施)

- ・ 中山間地の特色を活かした多様な取組を後押しするため、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承や、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた取組を総合的に支援

- ② 中山間地域所得向上支援対策<一部公共>

【補正予算】
300億円
(優先枠等を設けて実施)

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

(2) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 483億円
(483億円)

- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

- ② 中山間地域等直接支払交付金 263億円
(263億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(3) インバウンドの推進と農山漁村の振興

- ① 「農泊」の推進 (農山漁村振興交付金で実施)
101億円の内数

- ・ 増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援
(このほか、国有林において、修景伐採、木道整備等を実施)

(80億円の内数)

② 農山漁村振興交付金

101億円

(80億円)

- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、福祉農園の開設等による農福連携の推進、定住・地域間交流、雇用の増大を促進するための施設等の整備を支援

うち山村活性化支援交付金

8億円

(8億円)

③ 荒廃農地等利活用促進交付金

2億円

(2億円)

- ・ 荒廃農地等を再生利用するための雑草・雑木除去や土作り等の取組を支援

(4) 都市農業の機能発揮

○ 都市農業機能発揮対策事業

2億円

(2億円)

- ・ 都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題の調査を実施するほか、都市農地の周辺環境対策、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用を支援

(5) 再生可能エネルギーの導入促進

○ 再生可能エネルギー導入等の推進

9億円

(2億円)

- ・ 再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援

うち農村振興局分

3億円

(-)

(6) 鳥獣被害防止対策の推進

○ 鳥獣被害防止総合対策交付金

95億円

(95億円)

【補正予算】

9億円

- ・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の実施、侵入防止柵の設置、捕獲技術高度化施設や処理加工施設の整備、ジビエ活用の推進等を支援

※ この他、諫早湾干拓開門対策経費として、62億円を計上

農地耕作条件改善事業

【23, 562 (12, 274) 百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. **地域内農地集積型**（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）
 - 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、**先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援** 等
 - ※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算
 - 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等
2. **高収益作物転換型**（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）
 - 基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。
 - 定額助成：**プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催** 等
 - 定率助成：**実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援** 等

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は**本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域**
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- (3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業

○ 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。

○ このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○ 定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援
- ・ 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等



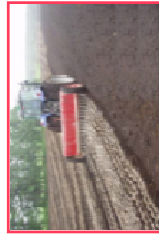
畦畔除去



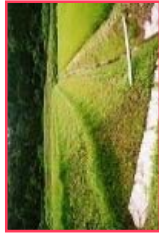
暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良



カバープランツ・小段



自動給水栓

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- 定額助成（※2）
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会



高収益作物の導入（タマネギの収穫）



検討会の様子

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- 定額助成（※2）
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等

（※2）プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の
供給施設等の関連整備等を一体的に実施

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、**事業費の1/2以
内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

中山間地農業ルネッサンス事業

(中山間地農業特別支援対策)

【40,000(一)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

<背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしていく必要があります。

政策目標

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承を図りつつ、地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(一)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300 (一) 百万円

中山間地における農地の集積や高収益作物の導入など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者を支援します。併せて、加工・販売等による就業機会の確保を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営力向上支援事業
- (4) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- (5) 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策を除く)

【連携事業 (中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)

※ (1)、(2)、(4) については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500 (一) 百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

【連携事業 (中山間地限定事業)】

- (6) 中山間地域等直接支払交付金

※ (1)、(2)、(4)、(5)、(6) については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1、2 (6)、3 (4)、(6) の事業 | 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286) |
| 2 (2)、(5) の事業 | 地域整備課 (03-3502-6098) |
| | 都市農村交流課 (03-3502-5946) |
| 3 (3) の事業 | 農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958) |
| 3 (1) の事業 | 農地資源課多面的機能支払推進室 (03-6744-2197) |
| 2 (4) の事業 | 食料産業局産業連携課 (03-6738-6474) |
| 2 (1) の事業 | 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945) |
| 3 (2) の事業 | 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499) |
| 3 (5) の事業 | 生産局飼料課 (03-3502-5993) |
| 2 (3) の事業 | 経営局経営政策課 (03-6744-0576) |

中山間地農業ルネッサンス事業 400億円（優先枠等を設けて実施）

— 中山間地農業特別支援対策 —

傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

〔 中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で地域別農業振興計画を作成。この計画に基づき、各種支援事業を計画的かつ総合的に実施。また、新たに創設する中山間地農業ルネッサンス推進事業（2億円）により、都道府県等の推進活動を支援。 〕

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化、地産地消の取組
- きめ細かな営農指導
- 最先端技術の導入

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営力向上支援事業

※ 連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進
- 生活環境の改善

- ・ 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- ・ 農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 地域を牽引するリーダーの確保・育成
- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

国の支援事業

- ・ 多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業（侵入防止柵、処理加工施設等）
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金
- ・ 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

※ 連携事業 中山間地域等直接支払交付金

※ 関連対策として「戦略的プロジェクト研究推進事業」においても、中山間地に関するテーマの公募・審査時にポイント加算。

中山間地農業ルネッサンス事業に係る新規事業の創設、制度拡充等について

新規事業

- **中山間地農業ルネッサンス推進事業**
地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。
- **荒廃農地等利活用促進交付金**
荒廃農地の再生利用に加えて、荒廃農地の発生防止の取組を実施します。また、過疎地域等の条件不利地域で補助率を55%にします。

運用改善

- **多面的機能支払交付金**
資源向上支払（長寿命化）とそれ以外とで区分されている経理を1本化することができるようになり、事務負担の軽減を図ります。
- **中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**
 - ・超急傾斜加算を受けるための「販売促進活動」について、市町村等との役割分担を可能とすることで集落活動の負担を軽減します。
 - ・個別協定に基づき、農業生産活動等を行う対象者に、認定新規就農者を追加します。
- **環境保全型農業直接支払交付金**
交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除します。

制度拡充

- **強い農業づくり交付金（*）**
優先枠の予算の範囲内で、上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が中山間地での産地競争力の強化に必要と認める場合は、面積要件を撤廃可能とします。
- **農業競争力強化基盤整備事業**
条件の厳しい傾斜地を対象に農地整備事業（中山間傾斜農地型）を創設し、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件を変更（50%→30%）するとともに、高収益作物を導入する担い手を育成するための支援事業を追加します。
- **農山漁村地域整備交付金**
過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策について、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。
- **中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**
特に条件が厳しい超急傾斜地において、農業生産活動等を継続していれば（基礎単価）、超急傾斜加算を受けられるように要件を緩和します。
- **国産粗飼料増産対策（地域づくり放牧推進）（*）**
新たに繁殖雌牛放牧に取り組み場合に確保すべき放牧地の面積を1/2に緩和（30a→15a）します。

補助率見直し

- **6次産業化ネットワーク活動整備交付金（*）**
中山間地での農業について、6次産業化に取り組み場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して補助率を3/10から1/2にします。

注：（*）の付いた事業の制度拡充及び補助率見直しは、地域別農業振興計画に基づく場合にのみ適用。

※上記の他、中山間地の就業人口や農業生産額等を分析し、対応策の検討を行う調査を新たに実施します。

日本型直接支払

【76,960(76,960)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,251(48,251)百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

[平成29年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,300(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,410(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロープ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成29年度予算概算決定額 76,960(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,300(26,300)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,410(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 48,251(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,751(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

〔平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能〕

【多面的機能支払推進交付金】 1,500(1,500)百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

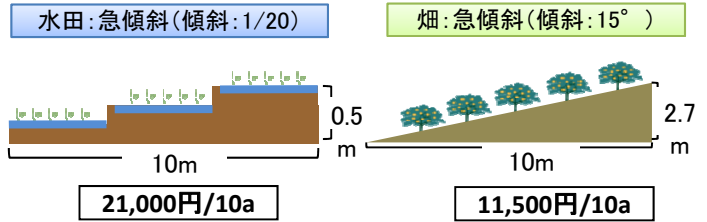
【平成29年度予算概算決定額 26,300 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,800 (26,000) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

- 【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

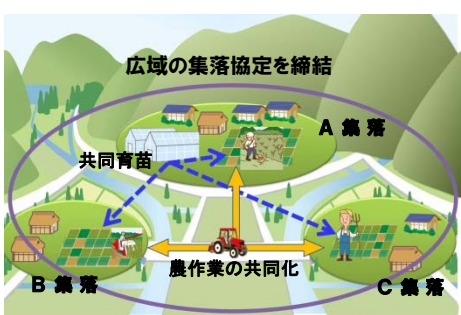
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

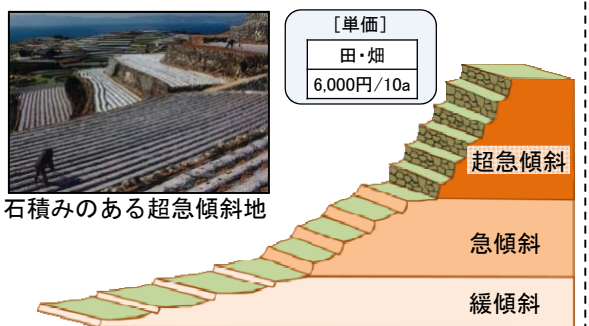
【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援
 [単価]
 地目にかかわらず
 3,000円/10a



【超急傾斜農地保管理加算】

- 超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
 ※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援
 [単価]
 田 畑
 4,500円/10a 1,800円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(新規) 200 () 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業(新規)」に係る活動の推進を支援
 地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2,410(2,410)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,310(2,310)百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



【化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組】

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価:3,000~8,000円/10a

（取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。）

【地域特認取組の例】

- ・IPM(※1)を実践する取組
- ・冬期湛水管理(※2)等

※1: 総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 100(100)百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99(79)百万円の内数

・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

352(315)百万円の内数

農山漁村振興交付金

【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
2. 山村活性化対策 780(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農泊推進対策 5,000(-)百万円
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテナツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること
農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

○ 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

○ 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農山漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理工場・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農山漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農山漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年
地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2



高齢者のいきがい農園の整備



活動計画づくり

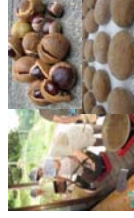


障害者による玉ねぎ収穫

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

「農泊」の推進

【5,000(一)百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」^{※1}の推進を図ることとされています。
- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組(農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備)、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。

※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域^{※2}を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を行うために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

交付率：定額、1/2
事業実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

お問い合わせ先：

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

山村活性化支援交付金

【780（750）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

<主な内容>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

（ 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2498）]

山村活性化支援交付金

平成29年度予算概算決定額【780（750）百万円】

山村の役割と現状

- 山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮について大きな役割を担う重要な地域。
- しかしながら山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域社会の活力が低下。

対策のポイント

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための取組を支援。

対策の内容

○ 地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

〔 資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等 〕



現地調査

(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

〔 住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等 〕



合意形成・計画づくり

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

〔 マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域製品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等 〕



地域産品の加工及び商品化

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- 交付率：定額(1地区当たり上限1,000万円)
- 実施期間：上限3年
- 事業実施主体：市町村等
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

山村の活性化
農林水産業やそれを担う地域の振興

荒廃農地等利活用促進交付金

【231（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

○平成37年までに農用区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈B分類〉がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（ 補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55%等
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等 ）

【お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）】

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額：231（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」として市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



土壌整備等の実施により再生利用が可能

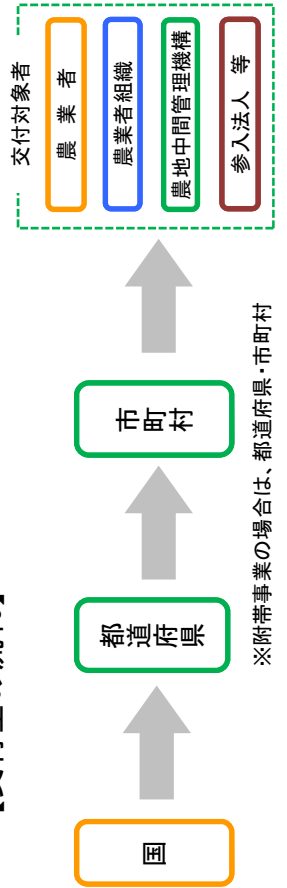
2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



低コスト整備により耕作再開が可能

【交付金の流れ】



※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【主な支援内容】

1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



再生作業後、作物を作付け



農業用ヒートンールハウス

施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。

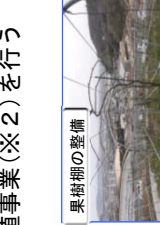
2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



整地を行っている農地



荒廃農地を活用した放牧



果樹棚の整備

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）
 ※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

都市農業機能発揮対策事業

【160（191）百万円】

対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

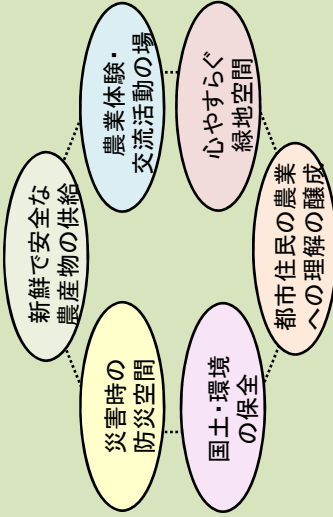
都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算決定額 160(191)百万円】

都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する 新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先：地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率：定額) (事業実施主体：民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

(補助率：定額) (事業実施主体：市町村、J A、NPO法人等)



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率：定額)
(事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等)



農業飛散防止施設（防葉ネット）

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

【262（一）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、農業水利施設で消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」とされています。
- ・発電施設の導入を推進するためには、これまで全国で行われた導入可能性調査の結果を踏まえ、施設設計から整備に移行することを支援するとともに、発電施設を管理する土地改良区等の技術力向上が必要となっています。
- ・また、農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、省エネルギー化など施設の効率性の向上を図り、維持管理費を軽減する必要があります。

政策目標

- 「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」
- 農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立

<主な内容>

1. 小水力等発電施設の調査設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等）

2. 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

3. 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や污水处理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2209）]

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

【平成29年度予算概算決定額：262(一)百万円】

ポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

背景／課題

1. 農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増加傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2. 農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、維持管理費の軽減に資する取組を進める必要があります。

◆効率的・経済的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術の導入のためのソフト支援

小水力等発電施設の調査設計等への支援

- ・小水力等発電施設の整備に係る**設計等**の取組を支援



ダム



農業用水路

- 補助率：定額（基本設計は1/2以内）
- 事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

土地改良区等技術力向上支援

- ・発電施設の導入・運営主体となる**土地改良区等の技術力向上**のため、技術力向上、維持管理、会計運営等に関する**研修等**の取組を支援



現地研修会の開催



研修会の開催

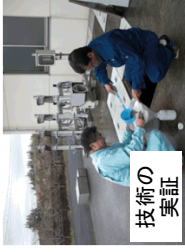
- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

農業集落排水施設の効率性向上のための支援

- ・農業集落排水施設の**省エネルギー化**や汚水処理の過程で発生する**エネルギーの有効活用**を図る**整備技術の実証**、維持管理費の軽減手法に関する総合的な**技術書の作成・普及**の取組を支援



集落排水施設



技術の実証

- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

目標

担い手の米の生産コスト削減(H35年目標9,600円/60kg)に向け、平成33年度迄に農業水利施設の維持管理費について、使用電力量の25%分を削減



農業水利施設を活用した小水力発電

農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立

鳥獣被害防止対策の推進

【9, 650 (9, 659) 百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加（平成32年度）
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲*（平成29年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500 (9, 500) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
 - ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
 - ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
 - ・捕獲活動の取組
 - ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組
- 等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等）

2. シカによる森林被害緊急対策事業 150 (159) 百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等）

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

（お問い合わせ先：

- 1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
- 2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額：9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

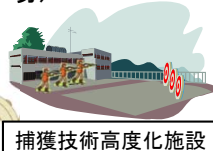
(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：150(159)百万円】

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(1) 緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

(2) 監視強化のための行動把握

【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

美しい農村再生支援事業

【44（96）百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法など、農村の総合的な価値を構成していますが、現代においてはその価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定した世界農業遺産（GIAHS）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

44（66）百万円

農村の有する景観や伝統等に着眼し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

（補助率：定額（1計画当たり上限600万円等）
事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-3501-8359）]

美しい農村再生支援事業

平成29年度予算概算決定額【44(96)百万円】

現状とニーズ

- 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

- 地域住民や、都市のボランティア等が参加した体制づくり、計画づくり



- 地域活性化の取組の立ち上げ
※ 特徴的な農村資源を活用した地域の魅力向上 等



新たな取組の計画づくり



(棚田米)



地域産品のブランド化

- 農村の価値の向上・継承（44百万円、補助率：定額(1計画当たり上限600万円等)）
対象：・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区
・ 国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域
事業実施主体：市町村等

アウトプット(期待する効果)



都市住民が参加する
田植え・収穫祭



花祭りの開催



観光客訪問



外国人訪問



地域産品の
販売促進

歴史的景観や伝統等を活用した農村の活性化のための自立的な活動体制づくり

農家負担金軽減支援対策事業

【3,740(4,660)百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<背景/課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、担い手への農地集積等に取り組む土地改良区等に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の無利子貸付を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します（助成期間を営農再開まで延長。但し、被災年を含めた3年間を上限とする）。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-3502-6277）]

農家負担軽減支援対策事業（拡充）

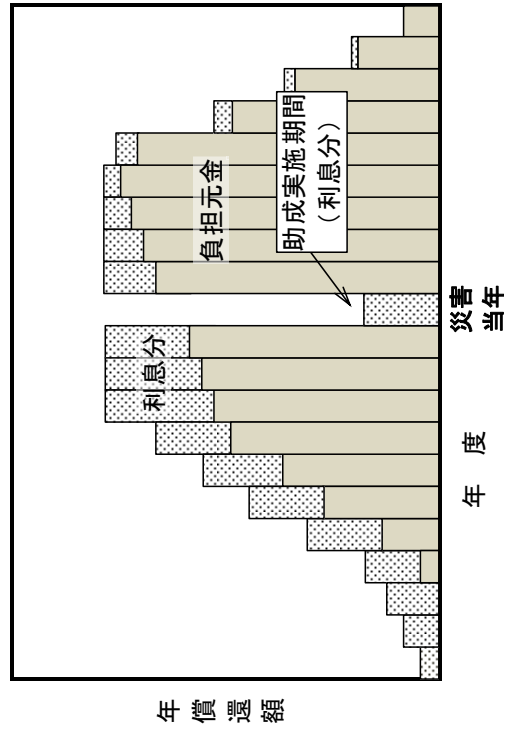
- [災害被災地域に対して利子助成を行う「災害被災地域土地改良負担金償還助成事業」](#)について、[助成期間を営農が再開されるまで延長](#)する。（但し、被災年を含めた3年間で上限とする）

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

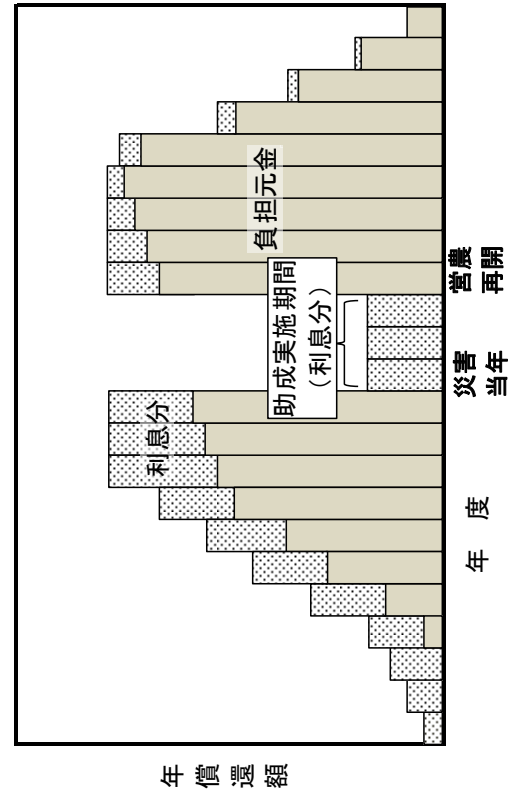
- **事業内容**
災害により被災した農用地または土地改良施設等の受益地に係る償還金の利子相当額の助成を行う。
- **採択要件**
農用地または土地改良施設等の復旧が特定の災害復旧事業の対象となっていること。
- **支援対象**
土地改良区等
- **実施主体**
民間団体（公募）

拡充内容

- **助成期間**（現行）



（拡充）



※但し、被災年を含めた3年間で上限とする。

有明海再生対策

【1, 795 (1, 795) 百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境等の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善が十分進んでおらず、海域の環境の悪化が危惧されています。
- ・また、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地でありましたが、近年は環境の変化等に伴い生産が低迷しています。
- ・有明海等の再生に向け、関係漁業者などの意見も聞きながら、有明海沿岸4県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

<主な内容>

1. 海域環境等の調査

(1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600 (600) 百万円

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワーク等に配慮した海域環境の改善を推進するための調査を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体

(2) 国営干拓環境対策調査<公共> 328 (328) 百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

2. 魚介類の増養殖対策

(1) 有明海漁業振興技術開発事業 400 (400) 百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う有明海特産魚介類の増養殖技術の開発を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

(2) 二枚貝の養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業

30 (30) 百万円

珪藻赤潮によるノリ色落ち対策として、ノリと栄養塩を競合する植物プランクトンを消費しつつ、栄養塩を添加（排出）する二枚貝養殖等を組み合わせた新たなノリ養殖技術を開発します。

委託費
委託先：民間団体等

3. 漁場改善対策

(1) 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

325 (325) 百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、漁業者等が自ら行うことが可能な泥土の除去、ホトトギス貝の発生・分布状況の把握・駆除及び貧酸素水塊解消の技術開発・実証を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 有明海水産基盤整備実証調査<公共>

112 (112) 百万円

タイラギ漁場再生のため、^{おうとつふくさうねがたこう}凹凸覆砂畝型工実証を行うとともに、成貝への成長に必要な好適環境条件の解明、覆砂漁場の維持管理手法の開発等を行います。

〔国庫負担率：10/10〕
〔事業実施主体：国〕

(関連対策)

水産基盤整備事業（水産環境整備事業）<公共>

10,420 (10,743) 百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

〔国庫負担率：1/2等〕
〔事業実施主体：地方公共団体等〕

お問い合わせ先：	
1の事業	農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)
2の事業	水産庁栽培養殖課 (03-3501-3848)
3(1)の事業	水産庁研究指導課 (03-3591-7410)
3(2)、関連対策の事業	水産庁計画課 (03-3502-8491)

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【6, 190 (6, 189) 百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置します。

<背景／課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門問題については、現在、福岡高裁及び長崎地裁において、**和解協議を実施**していますが、平成22年12月の福岡高裁判決による「**開門義務**」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「**開門してはならない義務**」という**2つの相反する義務が存在**しています。
- ・このため、問題の解決に向けて、**関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応**する必要があります。
- ・関連訴訟や裁判所における和解協議について予断することはできませんが、**開門することになった場合にも対応**できるよう**所要の予算を措置**する必要があります。

政策目標

関連訴訟や裁判所における和解協議に適切に対応しつつ、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないように、対策工事に要する予算を措置します。代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、国庫債務負担行為（平成29年度から2箇年で11,933百万円）を併せて措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の施設管理に要する予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の水質、底質、生物・生態系等の調査を実施します。

〔事業実施主体：国〕

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)]

農業農村整備事業（公共）

【308,404（296,226）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策 103,395（91,251）百万円
大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。
パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。
2. 国土強靱化対策 205,009（204,975）百万円
基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。
老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	57,999（50,020）百万円
国営農地再編整備事業（1）	19,680（17,648）百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	118,613（117,918）百万円
農村地域防災減災事業（2）	50,827（50,768）百万円
国営総合農地防災事業（2）	26,152（26,211）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	7,250（7,006）百万円
	国費率、補助率：2/3、1/2等
	事業実施主体：国、都道府県等

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業（農業競争力強化対策）

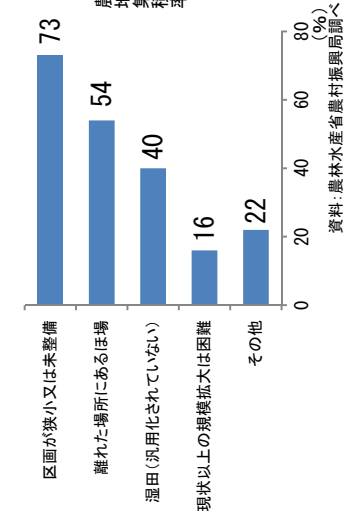
課題

- 農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。

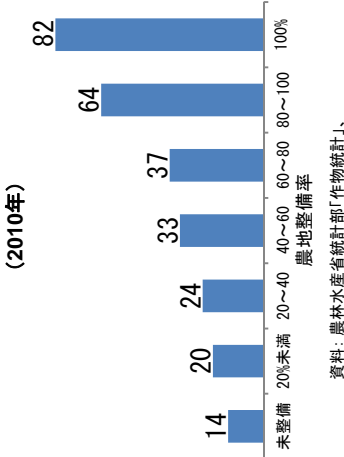
未整備水田は担い手への農地集積の障害

- 規模拡大を進めている担い手農家は、**狭小・不整形の水田を敬遠**

担い手農家が耕作の依頼を断った理由



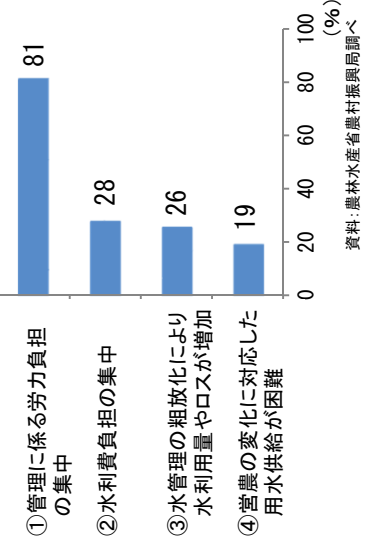
農地整備率と担い手への農地集積率 (2010年)



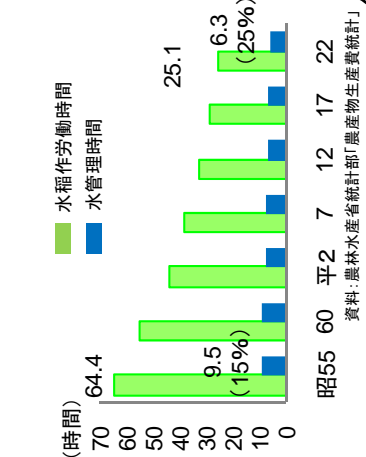
既存の農業水利システムでは水管理労力が重荷

- 老朽化した既存の農業水利システムでは、**水管理労力が重荷**となり、担い手への農地集積に支障

農地集積を進める上での水利に関する課題



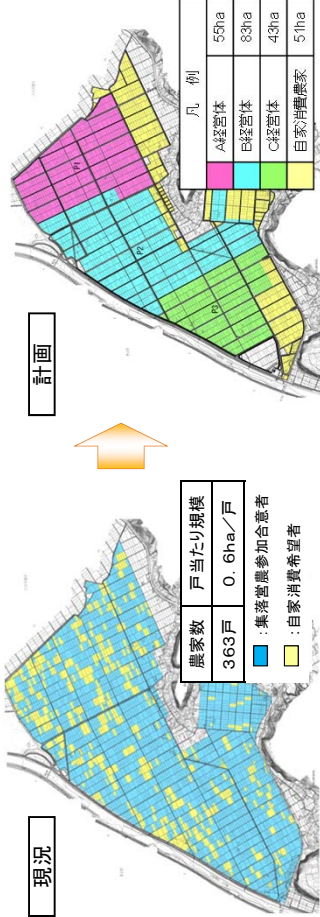
水稲作業労働時間に占める水管理時間の割合



対策

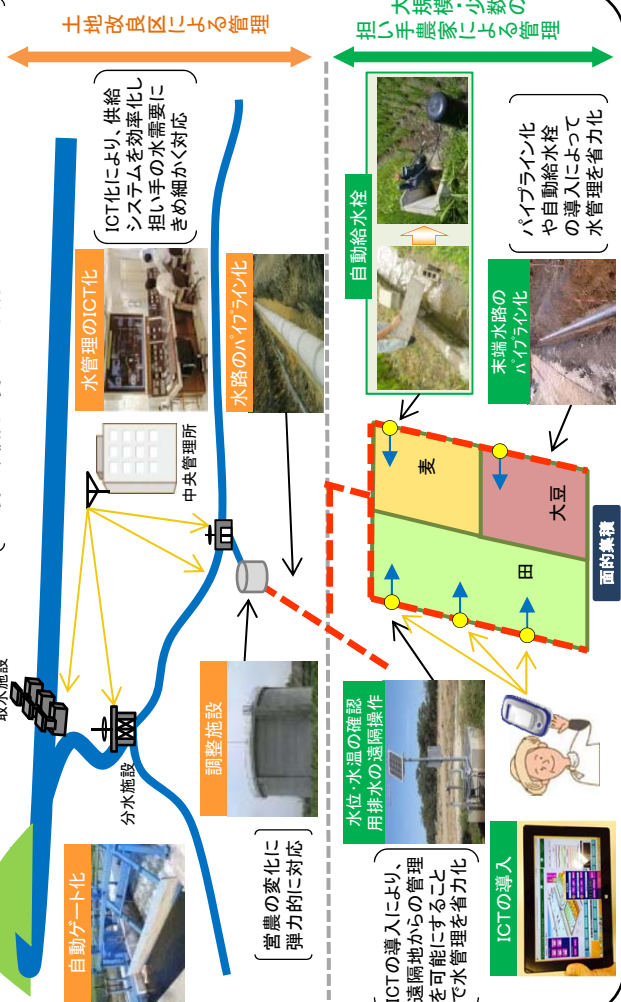
大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進

- 地域全体の一体的な農地整備
 【農業競争力強化基盤整備事業】
 ・地区の農地を集積・集約化した場合事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進

- 新たな農業水利システム (イメージ)
 【水利施設整備事業 (農地集積促進型)】
 ・地区の農地を集積・集約化した場合事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付

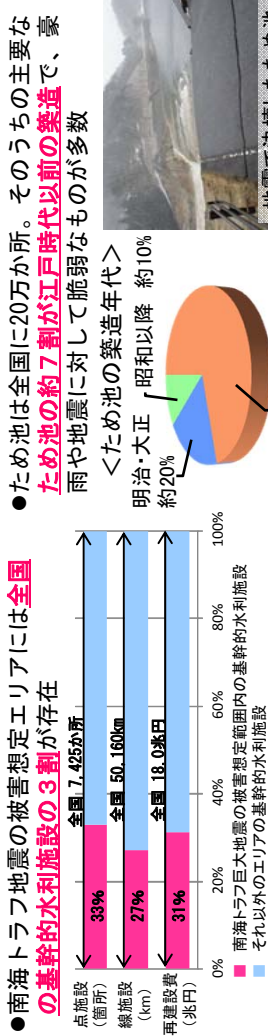


農業農村整備事業（国土強靱化対策）

課題

○ 国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化

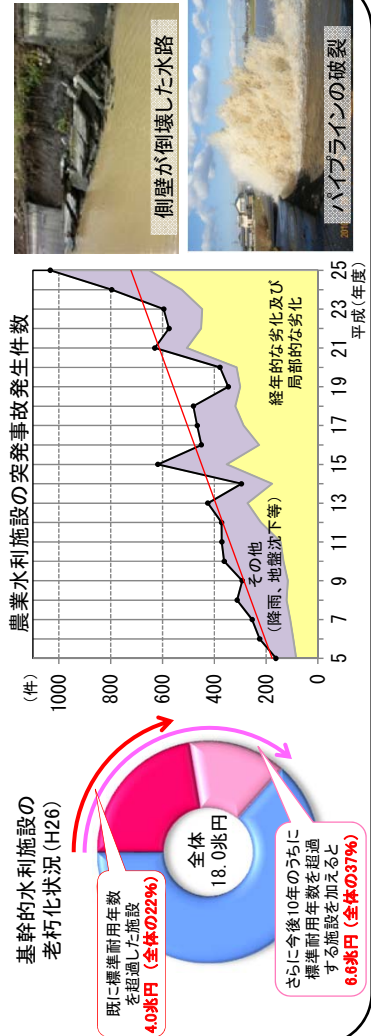


時間50mmを超える豪雨の発生頻度は近年増加傾向



農業水利施設の老朽化の進行

● 基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割**。管水路破裂等の突発事故が多発化傾向



対策

農村地域の防災・減災

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

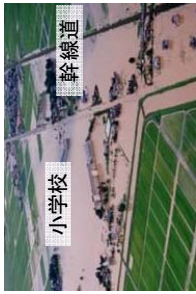
● 耐震診断



● ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



● 洪水被害防止対策



農業水利施設の長寿命化

○ 老朽化した農業水利施設の**点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確**に実施

● 点検・診断結果のデータベース ● 農業水利施設の補修・更新化・可視化（イメージ）



平成29年度予算における農業農村整備事業の負担軽減等対策

- ① 農地整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
- ② 水利施設整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
- ③ 高収益作物の導入に対する助成
- ④ 自力施工等の簡易整備に対する定額助成（助成単価の加算措置あり）
- ⑤ 農家負担金の償還利子を助成
- ⑥ 防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
- ⑦ ソフト対策（耐震照査、ハザードマップ作成等）への定額助成

事業名	負担軽減等対策の概要
① 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)【継続】	農地の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
② 農業水利施設保全合理化事業及び水利施設整備事業(農地集積促進型)【継続】	水利施設の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
③-1 高収益作物導入促進基盤整備事業【新規】	水利施設等の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
③-2 農業競争力強化基盤整備事業【拡充】 (農地整備事業(中山間傾斜農地型))	中山間地域で実施する農地の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、中心経営体に対し支援費を交付（①と併せて交付可能）
④ 農業基盤整備促進事業【継続】	自力施工等の簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に面的集積する農地については定額助成単価を2割加算）
⑤ 農家負担金軽減支援対策事業【拡充】	農家負担金の償還利子の助成等〔助成期間の延長〕
⑥ ため池緊急防災体制整備促進事業【継続】 (農村地域防災減災事業のメニュー)	地域の防災上廃止することが妥当な場合の防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
⑦-1 農村地域防災減災事業【継続】	定額助成のソフト事業（耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等）
⑦-2 農業水利施設保全合理化事業【継続】	定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定等）

※下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池

注）下線部は平成29年度予算における拡充事項

国営かんがい排水事業（公共）

【118,613(117,918)百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能保全計画の策定率
(約8割(平成27年度)→10割(平成32年度))
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

（採択要件）

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあつては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあつては 100ha以上）

また、高収益作物の導入に必要な農業水利施設の整備や営農転換に向けたソフト対策を実施します（受益面積500ha以上）。

（ 国費率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%
事業実施主体：国 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-2206）]

国営農地再編整備事業（公共）

【19,680（17,648）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・農地の整備が遅れている地域では、ほ場条件の悪さから担い手への農地集積が円滑に進まず、人口減少社会、農業者の高齢化とも相まって、農地の荒廃が加速的に進行するおそれがあります。
- ・また、新たな土地改良長期計画においては、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むこととしています。
- ・このため、農地整備の実施に当たっては、担い手の体質強化が一層図られるよう、担い手への農地集積を加速化するとともに、産地収益力の向上のための米の生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組につなげていくことが重要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. **国営緊急農地再編整備事業**（施行申請期限：平成33年度末まで）
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全（採択要件）
 - ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
 - ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
 - ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）
 - ・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等
2. **国営農地再編整備事業（中山間地域型）**
 - ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備（採択要件）
 - ・中山間地域等であること
 - ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

〔国費率：内地2／3、北海道75%〕
事業実施主体：国〕

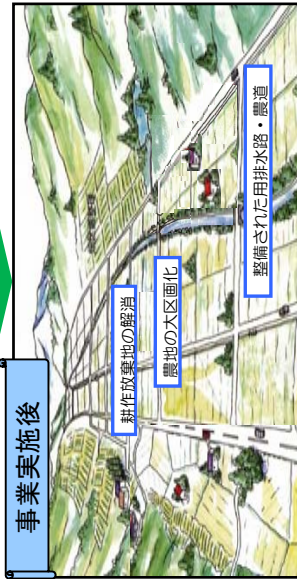
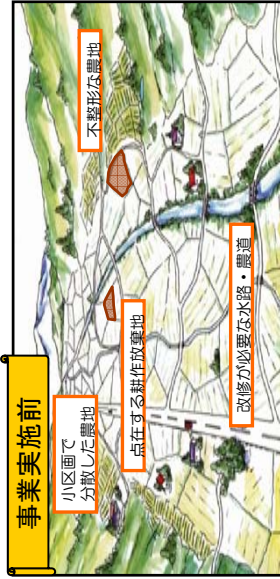
[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

○ 我が国農業の競争力を強化するためには、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むことが必要。

○ 本事業では、広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進。

1. 事業内容

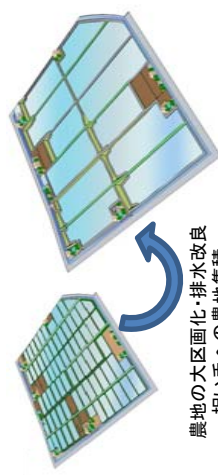
(事業内容)
基幹事業 区画整理
併せ行う事業 農業用排水施設、暗渠排水等



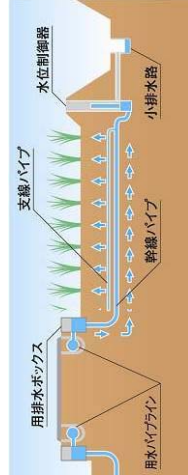
(事業実施による効果のイメージ)

農地の大区画化・排水改良等

○ 農地の大区画化や排水改良(地下かんがいシステム)の導入等(地下かんがいシステム)の実施



農地の大区画化・排水改良
担い手への農地集積



地下かんがいシステムの導入※

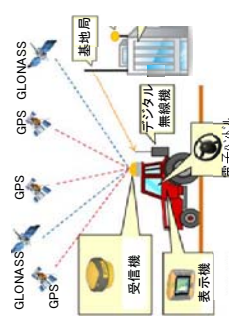
※ほ場の排水整備である。暗渠排水と暗渠管を利用した地下からの給水(地下かんがい)を両立させたシステム

産地収益力の向上

○ 農地の大区画化等に合わせ、直播栽培やICT等の省力化技術の導入を促進し、米の生産コストを低減



米の直播栽培技術



ICT (GPS) 技術

○ 地下かんがいシステムの導入等により、高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

2. 実施要件

- ・受益面積400ha以上等
- ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地が10%以上存在すること
- ・担い手農地利用集積計画を策定するとともに、目標年度までに、担い手への農地集積率が60%以上となり、かつ40%以上増加すること、又は、農地集積率が80%以上となり、かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上となること
- ・土地改良長期計画の成果目標の達成に向けた、広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等

※下線部は拡充内容

3. 実施主体

国

4. 申請期限

平成33年度末まで

※下線部は拡充内容

国営総合農地防災事業（公共）

【25,783（25,853）百万円】

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
(農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度))

<主な内容>

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

(採択要件)

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
- ② 末端支配面積（基本） 300ha以上

〔国費率：農林水産省 2／3、北海道 3／4〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（公共）

【103,395百万円の内数（一）】

対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

<背景／課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

政策目標

基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合

（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

<対象事業>

- ①国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）
- ②農業競争力強化基盤整備事業（高収益作物導入促進基盤整備事業）
【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

<主な内容>

1. 生産基盤の再整備（ハード対策）

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池（ファームポンド）の整備 等

2. 合意形成に向けた支援（ソフト対策）

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業（促進費）

（ ①の事業 事業実施主体：国、国費率（基本）：2／3等
②の事業 事業実施主体：都道府県等、補助率：50％等 ）

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

○ 区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化※を行うため、ほ場レベルの末端用排水施設の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

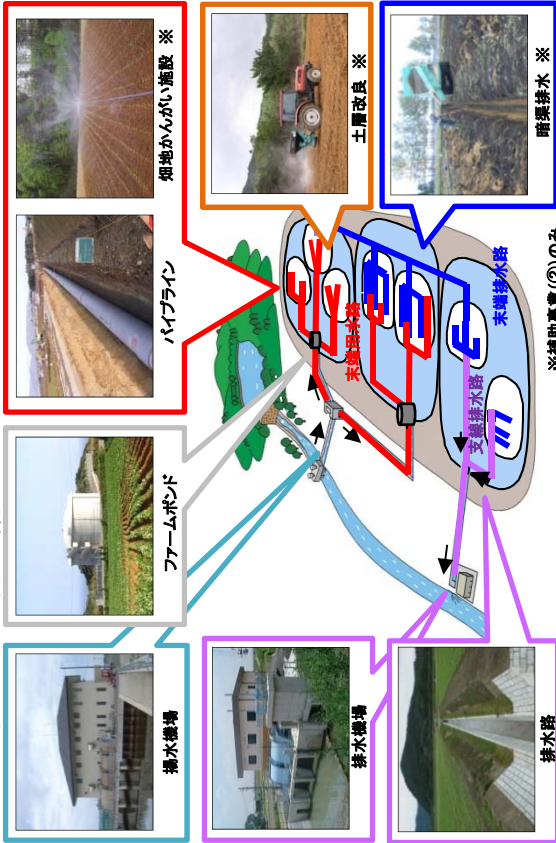
※「畑作物に軸足を置いた汎用化」：地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用のこと

○ 併せて、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進

1. 事業内容

(1) 基盤整備

○ 高収益作物を導入するために必要な水利施設を中心とした生産基盤の再整備



(2) 合意形成に向けた支援

○ 調査・調整、指導

- ・関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整活動
- ・栽培技術の指導、土壌診断や作付実証、安定生産・生産ロット確保のための調査 等



○ 産地形成促進事業（促進費）（補助事業(②)）

・助成割合

作付面積増加割合	国営事業(①)	補助事業(②)
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

・事業実施主体

：都道府県、市町村、土地改良区

・左記の表に加え、事業実施前が5%未満の場合には、10%以上に引き上げる

※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金を交付しないこととする。
（ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。）

2. 実施要件

① 国営事業：国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）

(1) 受益面積 500ha以上（高収益作物の導入のための末端用排水施設の整備を含む）

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加

② 補助事業：高収益作物導入促進基盤整備事業

(1) 受益面積20ha（中山間地域にあっては10ha）以上

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加（ただし下限値2ha（中山間地域にあっては1ha））

3. 実施主体・補助率

①の事業においては

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2/3等

②の事業においては

- ・事業実施主体：都道府県等
- ・補助率：50%等

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【57,999（50,020）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の整備等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入等を推進します。また、農業水利施設の長寿命化や水路のパイプライン化等の整備など水利用の効率化・水管理の省力化を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

<主な内容>

1. 農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）

担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。

2. きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。

3. 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進

老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施します。

また、農地の集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業水利施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備します。

4. 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（新規）

高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備に併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を実施します。（詳細は別紙参照。）

5. 低コストな農地整備の実証（新規）

情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たった課題等を分析・整理し、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）
〔農業競争力強化基盤整備事業（公共）〕

【57,999(50,020)百万円の内数】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容>（下線部は拡充内容）

担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

【主な工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：20ha以上（中山間地域は10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））
- ・担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上とし、高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上）等

【主な附帯事業】

- ・農業経営高度化促進事業（促進費）
都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・中山間担い手育成支援事業
中山間傾斜農地型の実施地区において、中心経営体に対し、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益農地分）の最大7.5%を交付

2. 草地畜産基盤整備

【主な工種】

- ・草地の区画整理、暗渠排水等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等

3. 水利施設整備

【主な工種】

- ・農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上 等

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等

お問い合わせ先

1の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
2の事業	生産局飼料課	(03-6744-2399)
3の事業	農村振興局水資源課	(03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

工 種：計画策定 等
 （農地整備計画の助成期間：2年）
 補助率：1/2

②整備事業

工 種：農地整備事業
 草地畜産基盤整備事業
 水利施設整備事業
 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業
 （限度額：事業費の12.5%）
 中山間担い手育成支援事業
 （中山間傾斜農地型）
 等
 補助率：1/2等

農地整備事業（中山間傾斜農地型）

○ 中山間地域のうち、一定の傾斜がある水田地帯において、農地集積を進めることによるコストダウンに加え、高収益作物の導入を進めるための基盤整備を実施
 [採択期間：平成33年度まで]

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)	2.2%	+1.0% (計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)	1.9%	+0.8% (計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)	1.7%	+0.5% (計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)	1.4%	+0.3% (計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



大区画化のイメージ

2. 実施要件

- ①農地整備：受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））
 担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上、かつ、高収益作物の面積割合が一定以上増加） 等
- ②草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等
- ③水利施設整備：受益面積200ha以上 等

3. 実施主体

- ・都道府県 等

下線部は拡充内容

事業の概要

- 一定の傾斜がある水田地帯において、**高収益作物の導入を条件に、農地集積率の事業要件を50%以上から30%以上に変更。**
- 高収益作物の導入に当たって土づくりや設備投資等の負担が生じることを考慮し、地域の農業を牽引する中心経営体を育成するための**中山間担い手育成支援事業を追加。**

1. 事業実施要件等

- 中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
- **農地集積率30%以上**等
- 高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上
- 受益面積：10ha以上 ○補助率：55%等
- 事業主体：都道府県
- 採択期間：平成29年度～平成33年度まで

2. 主な事業内容

- 農業生産基盤整備
 - ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等
 - ・**除礫、農用地造成、農地保全(追加)**
- **農業経営高度化促進事業**
下記参照

農業経営高度化促進事業の交付

【現行事業（中山間地域型等）】

- 地区の全受益地：①により支援

① 中心経営体農地集積促進事業

農地集積率に応じた事業費の最大12.5%を交付（現行事業と同じ）

中心経営体集積率	助成割合	
	基本	集約化加算 計
85%～	8.5%	+4% 12.5%
75～85%	7.5%	+3% 10.5%
65～75%	6.5%	+2% 8.5%
55～65%	5.5%	+1% 6.5%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

【中山間傾斜農地型】

- **中心経営体の受益地：①又は②の大きい方により支援**
- 上記以外の受益地：①により支援

② 中山間担い手育成支援事業（新規）

高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益地分）の最大7.5%を交付

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合	助成割合
+20%以上	7.5%
+15%以上+20%未満	6.0%
+10%以上+15%未満	4.5%
+5%以上+10%未満	3.0%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

※ 高収益作物の作付は、麦・大豆等の戦路作物から優先して転換すること

農業競争力強化基盤整備事業のうち
きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進
[農業基盤整備促進事業（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- (3) 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等

2. 農業者の自力施工を活用した農地の簡易な整備

農業者の自力施工を活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置等の簡易な整備を実施

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）
- (3) 湧水処理
- (4) 末端の畑地かんがい施設整備
- (5) 客土（層厚10cm以上）
- (6) 除礫（深度30cm以上）

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。**
- このため、**農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。**

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 { 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 }
- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整 }
- ・指導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等 }
- ・補助率：50% 等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成） ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

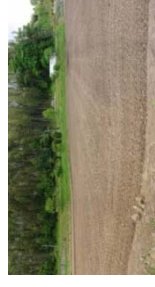
事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	○は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	10万円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	○は樹園地の場合
	客土	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設の保全整備・合理化整備等の推進
[農業水利施設保全合理化事業（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の長寿命化を図り、農業の競争力を強化します。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化、また併せて行う区画整理等の合理化整備等を支援します。

2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

3. 水利用再編促進事業

既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率：1／2、定額等
事業実施主体：都道府県等
採択期間：平成30年度まで

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

農業水利施設保全合理化事業

- 我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等の推進が必要。
- しかし、老朽化した旧来の水利システムでは水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障。また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害のリスクが向上。
- このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。

1. 事業内容

(1) 調査計画

- ・既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等
- 補助率：1/2、定額等

(2) 整備事業

- ・水利施設の補修・更新
- ・水位制御ゲートや水管理施設の整備
- ・水路のパイプライン化、また併せて行う区画整理、自動給水栓の設置等
- 補助率：1/2等

○実施要件：①農地利用集積促進計画の策定

②受益面積 20ha以上 等

- 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業※
(都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となり、事業費の7.5%を限度として交付)

2. 実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

3. 採択期間 平成30年度まで

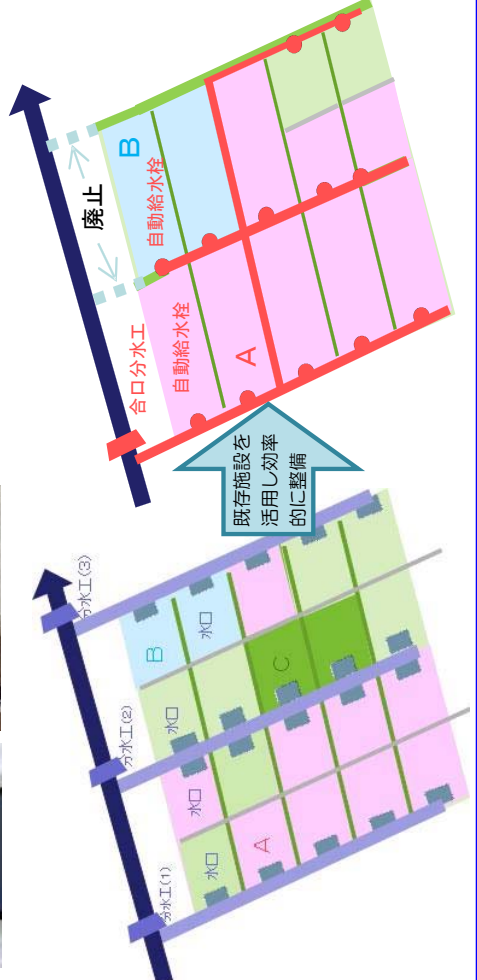
水利施設の老朽化、用水管理の省力化等の課題

(1) 調査計画

効率的に既存施設を活用するための調査・計画策定等

(2) 整備事業

補修・更新等の保全整備、パイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備



※中心経営体農地集積促進事業に関わる助成割合

中心経営体集積率	助成率
75%以上	7.5%
65~75%	6.5%
55~65%	5.5%
45~55%	4.5%
35~45%	3.5%

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設の保全整備・合理化整備等の推進
[水利施設整備事業（農地集積促進型）（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

既存の施設を活用しつつパイプライン化やICT化等の整備を行うことにより、徹底した水管理の省力化を図ります。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

水路のパイプライン化、水管理のICT化、ゲートの自動化等の水管理の省力化整備等への支援。

【採択要件】

- ・担い手への農地集積率 50%以上
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5ha以上 等

2. 主な附帯事業

- ・中心経営体農地集積促進事業（促進費）

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）及び水利施設整備事業（農地集積促進型）の実施地区を対象とし、中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%（最大12.5%[※]）を交付。

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

（ 補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

水利施設整備事業（農地集積促進型）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要。
- 一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要。
- このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を推進。

1. 農業水利施設等整備事業

工種：パイプライン化、水管理のICT化等の省力化整備等

- 実施要件：① 農地集積率50%以上
 ② 受益面積20ha以上
 ③ 末端支配面積5ha以上 等

実施主体：都道府県

補助率：1/2等

2. 主な附帯事業

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業

対象事業：国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

水利施設整備事業（農地集積促進型）

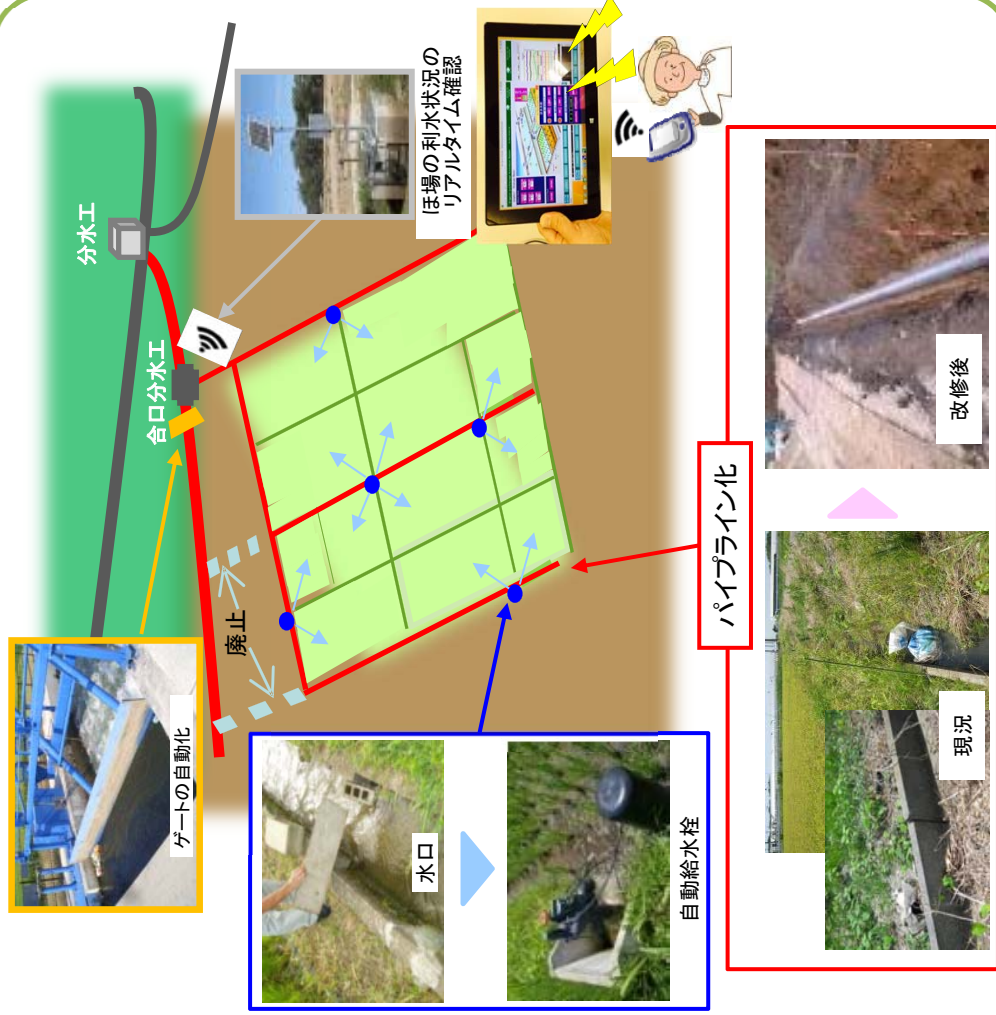
実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

補助率：1/2等

助成割合：

中心経営体 集積率	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）		水利施設整備事業（農地集積促進型）	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+1.9%(計10.4%)	8.5%	+4.0%(計12.5%)
75～85%	7.5%	+1.6%(計9.1%)	7.5%	+3.0%(計10.5%)
65～75%	6.5%	+1.3%(計7.8%)	6.5%	+2.0%(計8.5%)
55～65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	5.5%	+1.0%(計6.5%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合。



農業競争力強化基盤整備事業のうち
低コストな農地整備の実証（新規）
〔低コスト農地整備推進実証事業（公共）〕

【57,999百万円の内数（－）】

対策のポイント

I C Tを活用する情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たっての課題等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の農業の競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進しているところですが、限られた予算を一層効率的に活用する観点から、整備コストの低減を図りつつ、基盤整備を実施していくことが重要です。
- ・I C Tを活用する情報化施工は、高効率・高精度な施工を実現するものであり、作業員の高齢化や人員不足等への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実施していくことが必要です。
- ・このため、都道府県が行う農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、課題等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

<主な内容>

1. 情報化施工の効果や課題の分析・整理等

労務費の低減や工期短縮、安全性の向上、営農面への活用など情報化施工の効果の把握、課題の抽出や、情報化施工のデータや設備を営農に活用するために必要となる取組を支援します。（2地区、1年間）

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

2. 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

都道府県が実施する情報化施工に対する指導・助言や調査・検討結果等のとりまとめ、情報化施工の横展開を図る手法の検討に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

低コスト農地整備推進実証事業(新規)

- ICTを活用する**情報化施工**は、**高効率・高精度な施工を実現**するものであり、**作業員の高齢化や人員不足等への対応**も踏まえ、**農業農村整備事業においても積極的に実施**していくことが必要。
- 都道府県が行う農地整備事業において**情報化施工をモデル的に実施**し、その**効果を実証**するとともに、**課題等を分析・整理**した上で、**普及・推進方法等の検討**を行い、**低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進**。

1. 事業内容

①: 情報化施工の効果や課題の分析・整理、営農への活用

○ 助成内容

- ・情報化施工の効果の把握や課題の抽出、営農面への活用等の調査・検討に要する経費
- ・情報化施工によるデータや設備を営農に活用するために必要な経費
(GNSSアンテナ網や附帯設備(GNSS対応の自動制御機のリース)の試験導入など)

【 限度額: 10,000千円/地区 】

②: 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

○ 助成内容

- ・情報化施工の実施に対する指導・助言に要する経費
- ・都道府県の調査・検討結果等の整理、効果の検証に要する経費
- ・横展開を図る手法の検討及び成果のとりまとめに要する経費

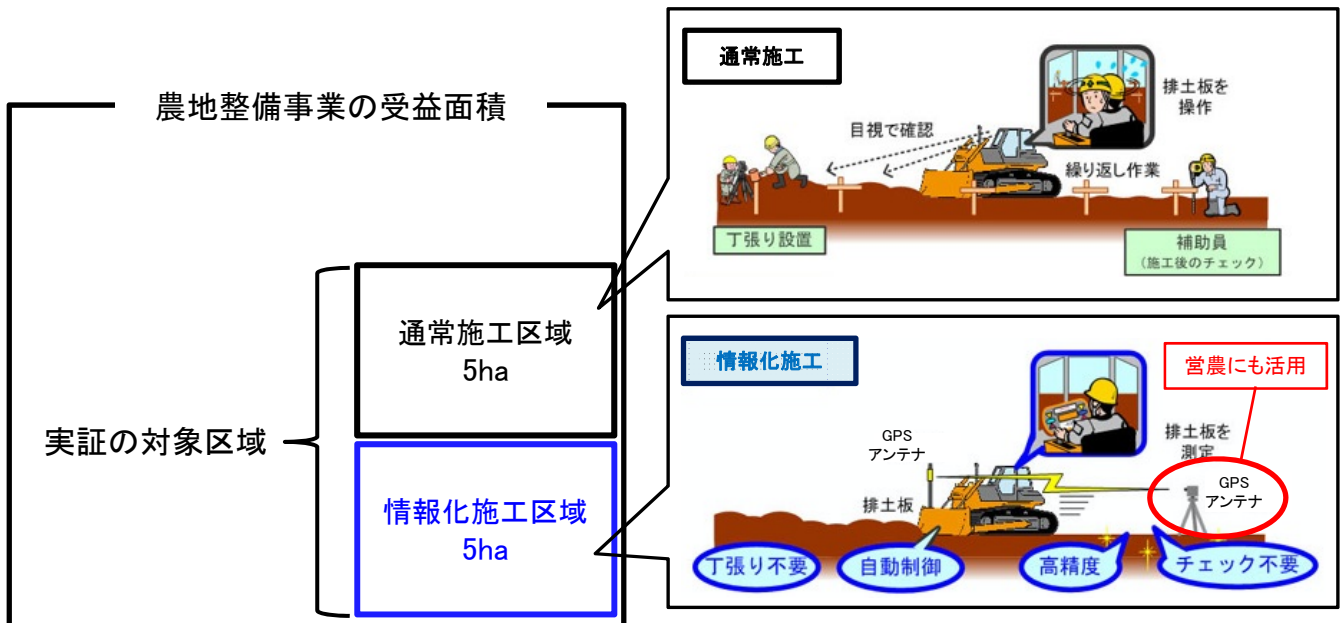
【 限度額: 20,000千円 】

指導・助言

データ等の共有

○ 情報化施工を5ha実施する場合のイメージ

※ 対象とする情報化施工は、GNSS (GPS) による3D測位データを施工機械の制御に活用する区画整理等の工程



2. 実施主体

①については、**都道府県**

②については、**民間団体**

3. 実施要件

- 都道府県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）を実施中の区域内であること
- 情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けること
- 本事業で導入した情報化施工によるデータや設備を営農等に活用し、そのデータ等の提供を3年以上継続すること

※ GNSS(Global Navigation Satellite System)とは、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、日本の準天頂衛星(QZSS)など、それぞれの国や地域が構築している測位衛星とそれらを補完する静止衛星システムの総称

農村地域防災減災事業（公共）

【50,827（50,768）百万円】

対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景/課題>

- ・ 安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、**地域の実情に即した整備を実施することが重要です。**
- ・ また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点から**優先度に応じて事業を推進する必要があります。**
- ・ このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。**

政策目標

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→ 10割（平成32年度））

<主な内容>（下線部は平成29年度予算における拡充内容）

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な耐震性等の調査、地域排水機能強化計画の策定等（二次災害が想定される施設の調査計画については定額助成（平成30年度まで））

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- （1）自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策（長寿命化計画に基づく対策等）、農村防災施設の整備、施設の耐震整備、豪雨対策（総合的な地域排水機能の強化）等）
- （2）施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

3. ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池における災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、二次被害が想定されるため池の廃止、整備を進めるために行う権利関係の調整等

補助率：1/2、55%、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

【お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210）】

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
- 地域が主体となって排水機能強化計画を策定し、既存施設の部分改修などにより土地改良施設を効率的かつ効果的に整備することによって、地域排水機能を総合的に強化。
- 長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防止施設を計画的に補修・更新し、トータルコストを低減。

1. 事業内容

① 計画の策定（調査計画事業）

耐震照査、計画策定 など
【補助率】1/2、定額（平成30年度まで）
ため池堤体の調査 →



② 農業用施設等の整備（整備事業）

ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、湛水防除、地すべり対策 など
【補助率】1/2、55% 等



土地改良施設における豪雨対策の追加

既存施設の部分改修など、効率的かつ効果的な整備により、地域排水機能を総合的に強化

地すべり対策の拡充

長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防止施設を計画的に補修・更新

改修前



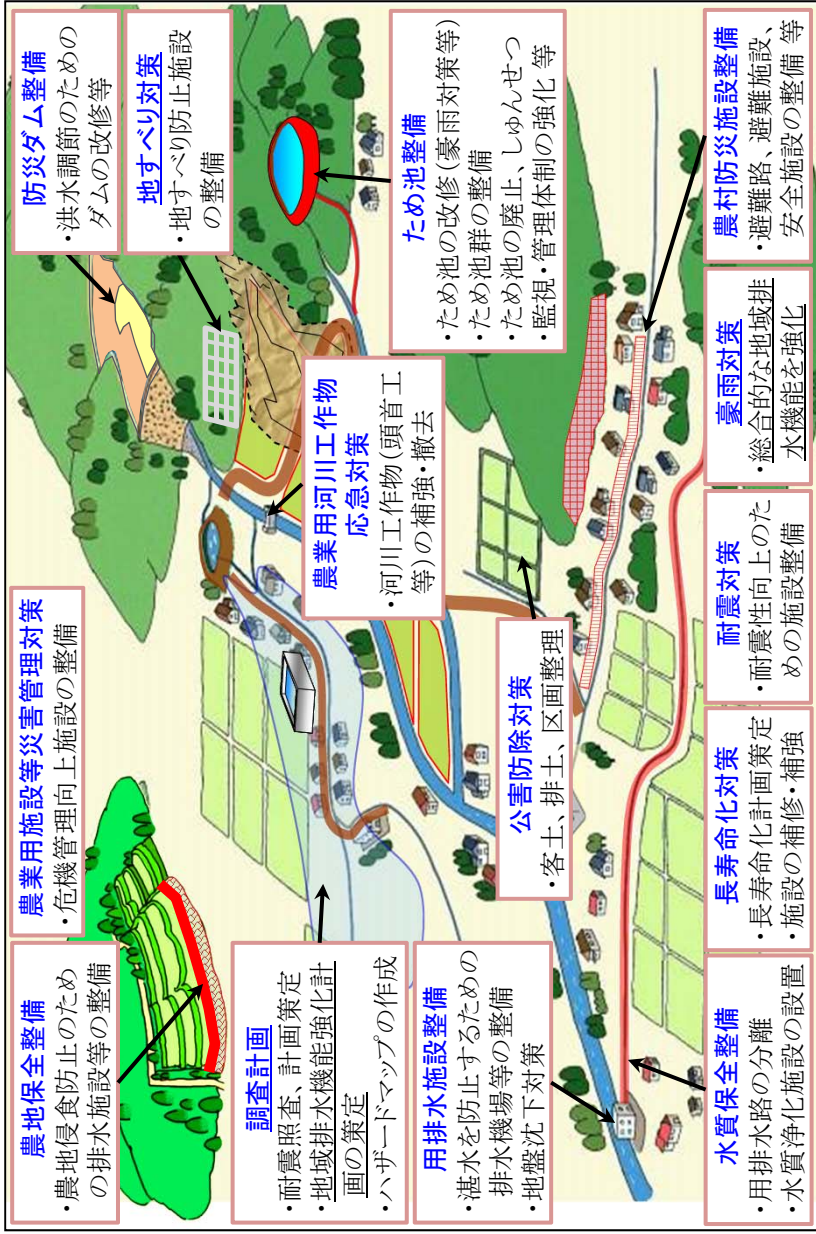
改修後



③ ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池の監視・管理体制の強化、二次被害が想定されるため池の廃止 など
【補助率】1/2、55%、定額
技術習得のための研修 →

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



2. 実施要件

- ① 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること など
- ② ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）は受益面積2ha以上かつ総事業費5,000万円以上 など
- ③ 防災重点ため池かつ受益面積2ha以上で、整備事業の実施地区又は整備計画を策定する見込みがあること など

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区等

総合的な地域排水機能の強化 — 農村地域防災減災事業（拡充） —

1. 趣 旨

近年、過去に経験のない豪雨が増加しており、排水機場等の土地改良施設が被災して機能を喪失することなどにより、農地や農業用施設のみならず、周辺の住宅や公共施設等にも甚大な被害が発生することが懸念されている。

このため、地域が主体となって豪雨に対する脆弱性を補うための排水機能強化計画を策定し、既存施設を活かして効率的かつ効果的に土地改良施設の整備を実施することにより、地域排水機能を総合的に強化して、災害による被害の最小化を図る。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定）

施設の機能を評価するための調査等を踏まえ、既存施設を活かした地域の総合的な排水機能を強化する土地改良施設の整備方針をとりまとめ、地域排水機能強化計画を策定

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）

地域排水機能強化計画に基づき、地域排水機能を強化する土地改良施設の整備を実施

(2) 採択要件

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定）

豪雨による被害が生じた場合に人命や財産等への影響が大きい地域で、土地改良施設豪雨対策事業により一体的に地域排水機能強化対策を実施することが見込まれる施設等

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）

地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定） : 都道府県又は市町村

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）
: 都道府県又は市町村

(2) 補 助 率

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定） : 1/2、定額

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業） : 1/2、55%等

4. 平成29年度予算額（平成28年度予算額）

農村地域防災減災事業 50,827（50,768）百万円の内数

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210）]

土地改良施設維持管理適正化事業（公共）

【3, 312（3, 297）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

<背景／課題>

- ・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、**既存の施設の有効活用・長寿命化**とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業は、**土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修を行うこと**として、一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施するものです。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

農業水利施設の機能の保持等のため必要となる整備補修の実施

- (1) 施設の機能保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や望ましい生産構造の実現に資するための整備改善（揚水機の変速機の設置等）を実施します。
- (2) 予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます（緊急整備補修）。
- (3) 農業用排水施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス等）を計画的に整備します（安全管理施設整備〔1地区当たり事業費100万円以上〕）。

事業実施主体：全国土地改良事業団体連合会
補助率：資金造成額の1／3（事業費の30%）
事業実施者：土地改良区、土地改良区連合等

[お問い合わせ先：農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）]

土地改良施設維持管理適正化事業(拡充) 【安全管理施設整備対策事業の実施】

1 課題

- 農村地域が都市化、混住化したことにより、**農業用排水路への転落事故などが頻発**しており、その防止対策が喫緊の課題となっている。
- 一方、近年厳しい農業情勢であり、**土地改良区の財政状況も厳しい**。
- このような状況において、土地改良区の限られた財源の中で、**計画的に安全管理施設の設置、補修を行っていく必要がある**。

2 安全管理施設整備対策事業のフロー

ポイント

- 財政状況が厳しい土地改良区等も取り組めるよう、**3年サイクル、1地区当たり事業費100万円以上**(ただし、緊急的に行う安全管理施設の整備補修は1地区100万円未満でも対象とする)で設置、補修を行う。
- 安全管理施設整備対策事業は「**安全管理施設整備計画(仮称)**」に定められた土地改良施設を**整備の対象**とする。

1. 安全管理施設整備計画(仮称)の策定

- 事業実施者は、市町村、学校等の関係団体から意見を聞いた上で、安全管理施設整備の事業内容、必要性、管理方法等について取りまとめた「安全管理施設整備計画(仮称)」を策定。



2. 実施計画の策定

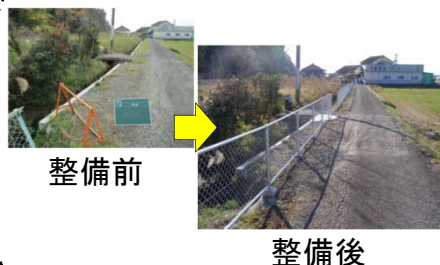
- 都道府県土連にて、上記の「安全管理施設整備計画(仮称)」及びその他適正化事業の実施要望を受け、整備補修の優先順位を判断し、「実施計画」を策定。



3. 実施計画を元に施工

3 整備のイメージ

フェンス



蓋がけ



局所的な安全対策



土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（公共）

【8（8）百万円】

対策のポイント

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するための収集運搬に要する経費の助成を10年間延長し、併せて高濃度PCB廃棄物の保管施設の老朽化に対する補修等を実施します。

<背景／課題>

- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性、不燃性などの特性により、高圧トランス・コンデンサ等の電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきましたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法第65号）」に基づき、平成28年度までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされたところです。
- ・しかし、PCB廃棄物の特殊性から計画的な処理が進まず、関係法令が改正され、処理期間が平成38年度までに延長されています。
- ・また、土地改良施設に係るPCB廃棄物については、処理期間の延長に伴い、保管施設の老朽化によるPCBの漏えい等による環境汚染や紛失等のリスクが顕在化していることから、保管施設の補修等を行いつつ、処理期限までに確実かつ適正に処理していくことが喫緊の課題となっているところです。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を支援

土地改良施設の管理者が保管する高圧トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成します。

事業実施期間を10年間延長します。（平成28年度 → 平成38年度）

2. 保管施設の補修等

高濃度PCB廃棄物については、古いものは昭和48年から保管が始まっており、PCB廃棄物容器（トランス等）の劣化のほか保管施設の老朽化による液漏れの危険性が高まっているため、保管施設の補修等を実施し、高濃度PCB廃棄物の適正な保管を図ります。（平成29年度～平成31年度）

補助率：1／2
事業実施主体：土地改良区、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]

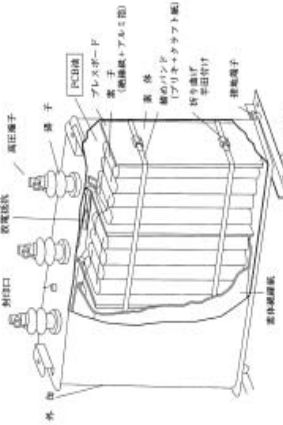
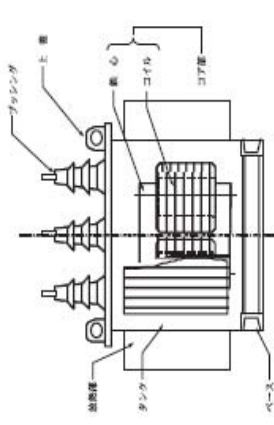
現状

- 処理施設の数に限られ、PCB廃棄物が多様・複雑であること等により、計画的な処理が進んでいない
- 土地改良施設に係るPCB廃棄物の長期保管による保管中の流出事故・環境汚染のおそれ



PCBを含んでいる機器の例

トランス内は、PCB油とトリクロロベンゼンの混合液で満たされている。



コンデンサ内は、PCB油で満たされている。

課題

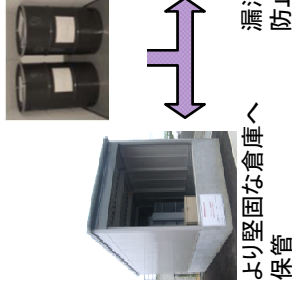
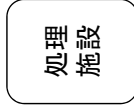
- 平成38年度までのPCB廃棄物の完全な処分
- 土地改良施設に係るPCB廃棄物の適正な管理

実施内容

- ① 土地改良施設に係るPCB廃棄物の安全かつ効率的な処理を行うための施設への運搬経費に対する助成
事業実施期間を10年間延長【拡充】
- ② 処理期限の延長に伴い老朽化した高濃度PCB廃棄物保管施設の補修等【拡充】

① 運搬許可業者による搬入※

② 長期保管に伴う補修等



※高濃度PCB廃棄物の処理のための運搬は、PCB廃棄物収集運搬業の許可を有する業者かつ高濃度PCB廃棄物処理施設から搬入許可を受けた業者しかできません。

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（拡充・公共）

- 事業実施主体
施設管理者（市町村、土地改良区等）
- 補助率 1/2
- 事業採択要件 PCB廃棄物に係る土地改良施設
- 事業実施年度
 - ① 平成22年度～平成38年度【拡充】
 - ② 平成29年度～平成31年度【拡充】

農業水利施設情報可視化事業（公共）[新規]

【65（－）百万円】

対策のポイント

基幹から末端に至る一連の施設の保全管理の充実、強化に向けて、県営造成施設の諸元、劣化状況等のGIS化を行い、情報の蓄積・共有・可視化を推進します。

<背景／課題>

- ・食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、「基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保全管理の充実、強化に向けて、地理情報システムを活用した情報の蓄積・共有・可視化を通じ、関係者間の共有を図る」と位置付けられています。
- ・平成26年度～28年度までの3年間で、国営造成水利施設の諸元、劣化状況等のGIS化を実施し、情報の蓄積・共有・可視化を図ったところです。
- ・今後、県営以下の末端に至るまでの一連の施設の情報の蓄積・共有・可視化の推進が必要です。
- ・このため、本事業においては、県営造成施設に焦点を当てて、諸元、劣化状況等のGIS化の取組を支援するものです。

政策目標

農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減の取組が効率的・効果的に行われることにより、地域の食料生産力を十分に発揮

<主な内容>

広域基盤整備計画調査対象地域内にあって、「受益面積500ha以上の地区内に存する県営造成施設（国営造成施設と一体不可分な国営附帯県営造成施設）」を対象に、GIS化の取組を支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県
実施期間：平成31年度まで

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-6744-2201）]

農業水利施設情報可視化事業【新規】

1. 背景

- 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)においては、「基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保安全管理の充実、強化に向けて、地理情報システムを活用した情報の蓄積・共有・可視化を通じ、関係者間の共有を図る」と位置付けられています。
- 平成26年度～28年度までの3年間で、国営造成水利施設の諸元、劣化状況等のGIS化を実施し、情報の蓄積・共有・可視化を図ったところです。
- 今後、県営以下の末端に至るまでの一連の施設の情報の蓄積・共有・可視化の推進が必要です。
- このため、本事業においては、県営造成施設に焦点を当てて、諸元、劣化状況等のGIS化の取組を支援するものです。

2. 事業内容

基幹から末端に至る一連の農業水利施設の保安全管理の充実、強化に向けて、県営造成施設の諸元、劣化状況等のGIS化を行い、情報の蓄積・共有・可視化の取組を支援する事業を創設

基幹から末端における整備イメージ



補助事業の対象

広域基盤整備計画調査対象地域内において、「受益面積500ha以上の地区内に存する県営造成施設(国営造成施設と一体不可分な国営附帯県営造成施設)」

3. 活用の例

- ・ 更新・補修費用の平準化、対策箇所の優先付けの検討
- ・ 突発事故や災害時の影響範囲の特定、迅速な対策、地域住民への避難の周知など

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

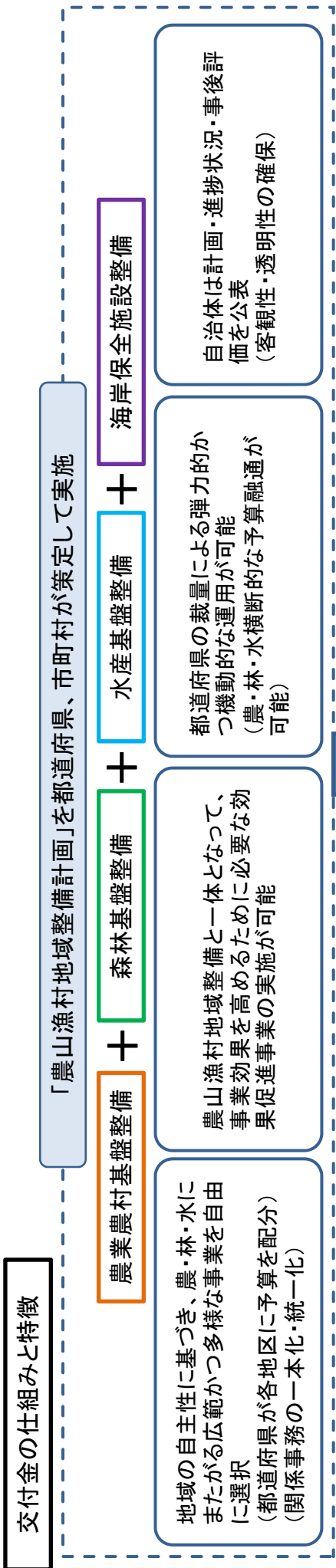
1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 農地整備事業（通作条件整備）
過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策を計画的に推進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。
4. 地域用水環境整備事業（小水力発電）
効率性・経済性を高めるための実施要件を追加し、引き続き発電が維持できるよう部分改修を追加します。

（国費率：1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2200）]

農山漁村地域整備交付金

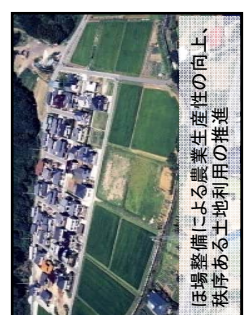
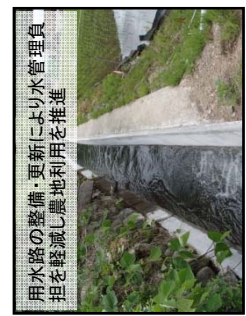
- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



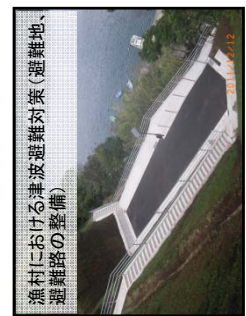
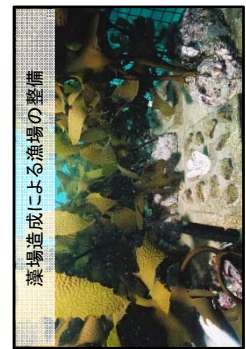
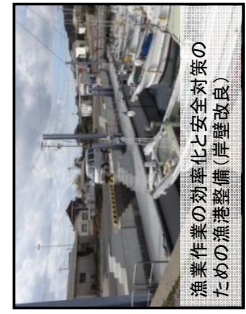
地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

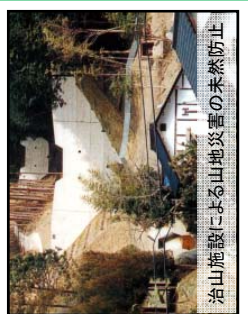
【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



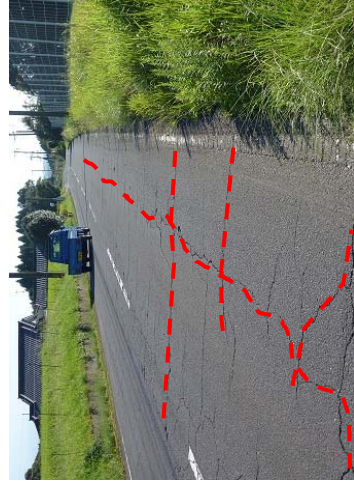
農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(通作条件整備)(拡充)

- 近年、過疎地域等の条件不利地域において受益面積要件30haで整備してきた農道が劣化し、耐用年数を迎えるものが増加してきている。
- 農道の点検・診断や機能保全対策等を実施する「保全対策型」について、条件不利地域において、農道の保全対策の計画的な整備が促進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとする。

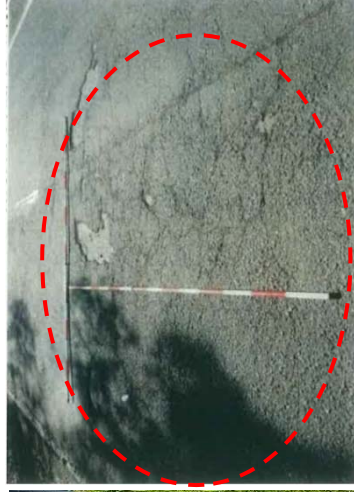
受益面積要件(現行)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計50ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上

供用開始後、農業用機械や車両が繰り返し通行することにより、農道の劣化が進行



舗装の亀裂



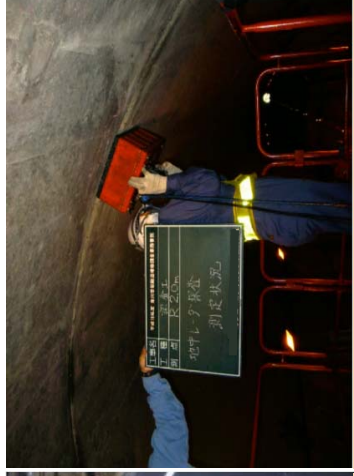
舗装の剥離

受益面積要件(実施要件の見直し)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計30ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上



再舗装の実施

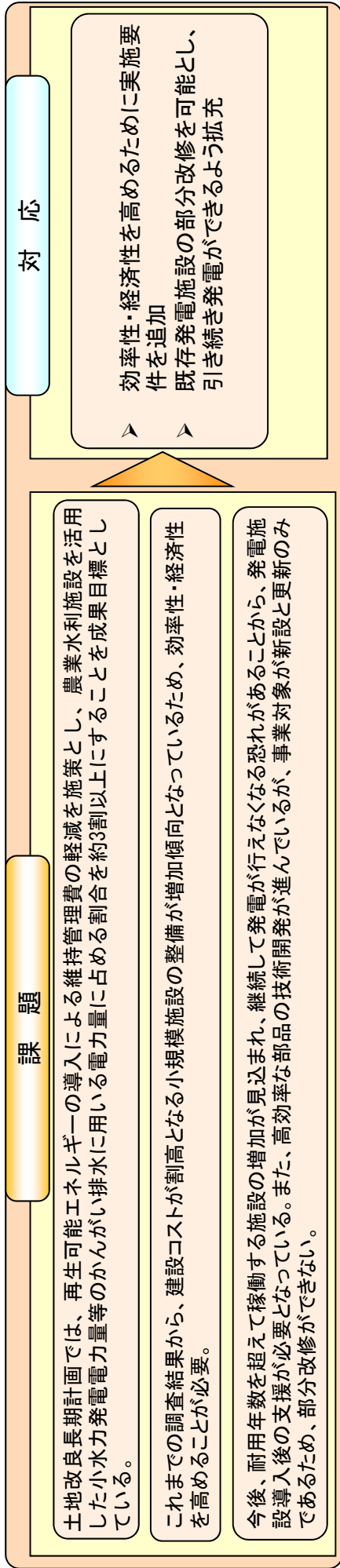


トンネルの点検・診断

※山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は半島振興法に基づき指定された地域

農山漁村地域整備交付金 地域用水環境整備事業（小水力発電整備）（拡充）

○ 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電施設の整備を促進します。



農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電の施設整備を推進（下線は拡充内容）

<実施要件>

効率性・経済性を高めるため、売電収入が、発電施設の総合耐用年数の半分で発電事業者負担を賄えるよう要件を追加設定

$$\frac{\text{整備する施設が} \left[\text{建設費} \times \text{発電事業者負担率} \right] \div \left[\text{年間売電収入} - \text{年間維持管理費} \right]}{\leq \text{総合耐用年数} \times 1/2}$$

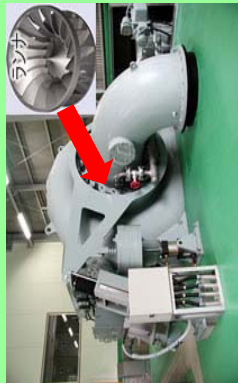
を満足すること



開水路の落差工を活用した小水力発電



除塵機



水車羽根車（ランナ）

<実施内容>

土地改良施設等の維持管理費節減を図るため、また既存発電施設が引き続き発電ができるよう、小水力発電施設整備への支援を実施

- ① 新設・更新
- ② 部分改修

〔補助率：1/2以内

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等〕

部分改修の例

- ☑ 除塵機を設置し発電効率を向上
- ☑ 水車羽根車をより効率の良いものに交換

小水力発電導入により土地改良施設の維持管理費の軽減を図る。

海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 289(3, 288) 百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約6割に及びます。また、熊本地震により未整備の農地海岸が多数被災を受けました。
- ・特に海拔ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業を行うことにより沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
（約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末））

<主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 280(3, 279) 百万円
国費率：2/3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【8,005（7,981）百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域の早期復旧により、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させることが必要です。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

- 1. 直轄農業用施設災害復旧事業** **721（152）百万円**
国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省65／100、北海道・離島・奄美85／100、沖縄90／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 2. 特定災害復旧等海岸工事** **842（－）百万円**
「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」等に基づき、国が被災地方公共団体に代わって、海岸保全施設の復旧等を実施します。
国費率：2／3
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 3. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業** **13（13）百万円**
「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省2／3、北海道4／5
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 4. 農業用施設災害復旧事業** **4,047（5,193）百万円**
農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。
補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65／100、沖縄80／100
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 農地災害復旧事業 2, 335 (2, 478) 百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50/100、沖縄80/100
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

6. 海岸保全施設等災害復旧事業 47 (145) 百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、
農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区
域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の
災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【158（182）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強等を行います。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域において、災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築、補強等を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させる必要があります。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

（国費率、補助率：2／3、1／2等）
事業実施主体：国、地方公共団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]